

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 榛東村

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
耐震診断支援	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	下記の要件を全て満たす住宅の耐震診断 ○昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅又は住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅 ○平屋建て又は2階建てのもの ○在来軸組工法によって建築されたもの	○対象住宅を所有し、かつ居住されている方 ○村税の滞納がない方	診断費用は無料(ただし、診断者の交通費及び図面作成費については個人負担)	-	-	令和8年4月1日から令和8年9月4日まで	予算の範囲内	建設課	0279-26-2609	https://www.vill.shinto.gunma.jp/life/100085/000164/000167/p000244.html	
耐震改修支援	助成	木造住宅耐震改修補助事業	下記の要件を全て満たす住宅の耐震改修費用 ○昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅又は住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅 ○平屋建て又は2階建てのもの ○在来軸組工法によって建築されたもの ○耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅	○対象住宅を所有し、かつ居住されている方 ○村税の滞納がない方	耐震改修費用の1/4(上限額50万円)	-	-	令和8年4月1日から令和8年9月4日まで	予算の範囲内	建設課	0279-26-2609	https://www.vill.shinto.gunma.jp/life/100085/000164/000167/p000244.html	補助の対象となる工事内容及び対象者については事前に確認してください。工事着手前に申請が必要となります。
浄化槽整備事業費	助成	浄化槽整備事業費補助金	対象区域内の一戸建て住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する工事又は、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する工事及び転換に伴う宅内配管工事	○建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行い浄化槽を設置する者 ○販売の目的でないこと ○貸家、共同住宅等を経営する目的でないこと ○住宅を継続的に使用すること ○住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾が得られること ○補助事業が予定の期間内に完了すること ○補助金交付申請時に村税等を完納していること ○公共事業に係る浄化槽等の補償を受けていないこと	○新設 5人槽 1 46,000円 6~7人槽 1 77,000円 8~10人槽 2 52,000円 ○転換 5人槽 2 50,000円 6~7人槽 3 10,000円 8~10人槽 4 40,000円 ○宅内配管工事(転換時のみ) 5人槽 3 00,000円 6~7人槽 3 00,000円 8~10人槽 3 00,000円	-	-	要問い合わせ	予算の範囲内	上下水道課	0279-26-2733	https://www.vill.shinto.gunma.jp/life/000056/000057/100094/p000250.html	補助の対象となる工事内容及び対象者については事前に確認してください。工事着手前に申請が必要となります。
住宅の新築に関する融資等(勤労者住宅資金等)	利子補給	榛東村勤労者住宅建設資金利子補給	住宅の新築または新築住宅を購入するために金融機関から資金を借り入れた勤労者に対し、借入金に対する利子の一部を補給する。	○村内に専用住宅を新築(新築住宅の購入を含む)したものの。 ○延床面積が150㎡以下で、当該勤労者の生活の本拠となるもの。	9万円 (3万円×3年間)	-	-	1月	予算の範囲内	産業振興課	0279-26-2559	https://www.vill.shinto.gunma.jp/life/000049/000050/p000769.html	
太陽光発電設備設置費	助成	榛東村住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金	下記の要件を全て満たす設備 ○住宅の屋根等への設置に適しているもの ○低圧配電線と逆潮流有りで連携するもの ○電力会社と電力需給契約を締結するもの ○太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満のもの ○日本工業規格等で認められているもの ○未使用のもの	下記の要件を全て満たす方 ○村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、又は村内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入していること。 ○補助金を受けようとする者及びその者の属する世帯全員が、補助金交付申請時に村税等を滞納していないこと。 ○過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。	○村内業者による工事の場合 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり4万円。 ○村外業者による工事の場合 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり2万円。	-	-	発電システムの設置完了日又は発電システム付き住宅の購入日から1年以内	予算が終了次第、締切	住民生活課	0279-26-2494	https://www.vill.shinto.gunma.jp/life/000034/000035/p000827.html	
生ゴミ処理機設置費	助成	榛東村生ゴミ処理機器購入費補助金	村内在住の方で、生ゴミ処理機器を購入した方	下記の要件を全て満たす方 ○購入日及び申請日に村内に住所を有し、かつ、居住していること。 ○購入した生ゴミ処理機器を設置し、適正に維持管理できること。 ○堆肥化された生ごみを自ら適正に処理できること。	○コンポスト容器及びEMボカシ容器 1基につき3,000円 ○電動式生ゴミ処理機 20,000円	○コンポスト容器及びEMボカシ容器 購入に要した費用(1基につき3,000円を限度とする) 電動式生ゴミ処理機 購入価格の2分の1	-	-	購入後90日以内	住民生活課	0279-26-2494	https://www.vill.shinto.gunma.jp/life/000034/000035/p000827.html	

その他	助成	榛東村スズメバチ駆除費補助金	村内においてスズメバチの巣を駆除した方	下記の要件を全て満たす方 ○村内においてスズメバチが営巣している土地若しくは建物の所有者、管理者又は賃借する個人(国、地方公共団体及び事業者を除く。) ○駆除業者(ハチ等の駆除を業とする業者をいう。)によりスズメバチの巣の駆除を行った者	10,000円	駆除に要した費用の2分の1に相当する額	-	駆除に要した費用の領収書に記載された領収日より30日以内	予算が終了次第、締切	住民生活課	0279-26-2494	https://www.vill.shinto.gunma.jp/life/000446/000459/p000122.html	
その他	助成	榛東村枝葉破砕機購入費補助金	村内在住の方で、枝葉破砕機を購入した方	下記の要件を全て満たす方 ○購入日及び申請日に村内に住所を有し、かつ、居住していること。 ○破砕された枝葉を自ら適正に処理できること。	10,000円	購入価格の2分の1	-	購入後90日以内	予算が終了次第、締切	住民生活課	0279-26-2495	https://www.vill.shinto.gunma.jp/life/000034/000035/p000945.html	
高齢者住宅改造補修費補助金	助成	榛東村高齢者住宅改造補修費補助金	当該高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事に係る家屋内の改造費及びこれに必然的に付随する付帯工事費用に限る。 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止・異動の円滑化等のための材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤和式便器の洋式便器(暖房・洗浄機能付き・コンセントの取付け含む)への取替え ⑥廊下・便所等のスペース拡張 ⑦便所・浴室と寝室等の距離の短縮 ⑧その他①から⑦のバリアフリー工事に係る住宅改造に必然的に付随する付帯工事	60歳以上 ①・高齢者のいる世帯(ひとり暮らし高齢者又は60歳以上の高齢者のみからなる世帯を含む) ・生計中心者の前年所得税課税年額8万円以下の世帯 ・要介護2以上 ②・ひとり暮らし又は60歳以上の高齢者のみからなる世帯 ・前年所得税非課税世帯 ・自立、要支援、要介護1	1世帯につき50万円	補助対象工事の経費の5/6(1,000円未満の端数は切り捨てる)	-	工事実施の14日前まで	-	健康保険課	0279-26-2513	https://www.vill.shinto.gunma.jp/helth/000443/p00193.html	・1世帯1対象家屋あたり1回限り ・ひとり暮らし高齢者とは、次の要件を全て満たす者をいう。 ①同一の家屋内に他に同居する親族がいない者 ②住民票上他に世帯員がいない者 ③生計を同じにする者がいない者 ④工事にあたり施主となる者 ・高齢者のいる世帯とは、次の要件を全て満たす世帯をいう。 ①同一の家屋内に60歳以上の高齢者(助成対象者)と同居する世帯 ②住民票上60歳以上の高齢者(助成対象者)と同居する世帯
重度身体障害者(児)住宅改造事業費補助金	助成	榛東村重度身体障害者(児)住宅改造事業費補助金	住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。 ①手すりの取付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への便器の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	下記の要件のすべてに該当する者 ①村内に居住する者 ②身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 ③身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15条)別表第5号の1・2級に該当する下肢・体幹の障害者、又は1級に該当する視覚障害者 ④当該年度の市町村民税所得割額160,000円未満の世帯に属する者(世帯とは、住民票上の同一世帯をいう)ただし、第5条に定める交付申請時において、当該年度の市町村民税額が確定していないときは、前年度の市町村民税所得割額とする。	基本額60万円の6分の5	補助金の額は、改造に要する経費に6分の5を乗じて得た額と、補助基本額600,000円の6分の5を比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満は切捨てるものとする。	-	毎年12月末日までに提出	-	健康保険課	0279-26-2513	https://www.vill.shinto.gunma.jp/helth/000086/000087/p000417.html	・住宅改修費の給付は、原則として1回とする